

名 称	令和7年度第2回目黒区障害者差別解消支援地域協議会
日 時	令和7年12月17日(水)午後6時～午後8時
会 場	目黒区役所総合庁舎4階 政策会議室
次 第	1 開会 2 議事 (1) 障害者差別解消に係る相談事例について (2) 令和7年度障害者週間記念事業「めぐろふれあいフェスティバル」及び障害者差別解消区民講演会の開催について(報告) (3) 令和7年度障害者差別解消職員研修の実施について(報告) (4) 区からの情報提供 (5) その他 3 閉会
出席者	委員:岩崎委員(会長)、北本委員(副会長)、百瀬委員、原委員、吉田委員、内田委員、小谷委員、岩原委員、島添委員、中山(直)委員、原田委員、中山(晴)委員、古本委員 幹事:片山幹事(人権政策課長)、佐藤(洋)幹事(人事課長)、櫻庭幹事(障害施策推進課長)、山内幹事(障害者支援課長)、佐藤(公)幹事(子ども若者課長)、斎藤幹事(教育指導課長)、末木幹事(教育支援課長) その他区職員:保坂(健康福祉部長)浅野(身体障害者相談係長)、石田(知的障害・発達障害相談係長)、田所(精神障害福祉・難病係長) 事務局:水野(計画推進係長)、蓮井(計画推進係)
欠席者	片淵委員、青木委員、土屋委員、熊谷委員、田島委員、長尾委員
配布資料	・次第 ・【資料1】障害者差別解消に係る相談事例について ・【資料2】令和7年度障害者週間記念事業「めぐろふれあいフェスティバル」及び障害者差別解消区民講演会の開催について(報告) ・【資料3】令和7年度障害者差別解消職員研修の実施について(報告) ・【資料4】自主生産品販売促進冊子「めぐろはーとめいど」(障害施策推進課) ・【資料5】チラシ「障害者参加型防災訓練」(障害者支援課) ・【資料6】リーフレット「目黒区手話言語条例」(障害者支援課) ・【資料7】チラシ「知的障害のある方へ 相談窓口のご案内」(東京都福祉局) ・【資料8】リーフレット「知的障害」って?」(目黒区手をつなぐ親の会) ・別添資料 ・席次表
会議内容	1 開会 2 議事 (1)障害者差別解消に係る相談事例について 障害施策推進課長から令和7年度第1回会議の議題とした相談事例について、その後の経過と対応終了の報告を行った。 →質疑なし

障害施策推進課長から資料1に沿って説明を行った。

委員

この事例では、相談者の子どもは障害者手帳をすでに所持しているため、大学入試センター(以下、「センター」という。)は、その提示を求めれば足りるのではないか。試験の都度、一律に診断書を提出させることは、杓子定規な考え方だと思う。受験上の配慮申請書の提出のみではだめなのか。

委員

昨年の区とセンターとのやり取りはどのようなものだったのか。

幹事

区から同法の趣旨を説明して、センターから合理的配慮の提供について理解を得られたことを確認し、対応を終了している。

欠席委員(事務局代読)

障害や病気は多種多様であり、センターが診断書の提出を求めることは差別ではなく、受験者が合理的配慮を平等に受けるための準備だと思う。階段状の教室がある大学も受験会場になる可能性があり、例えば、下肢に障害のある方が診断書等の提出をせず、階段状の教室で入口から一番遠い机になった場合、平等に受験したとは言えないのではないか。このようなことが起きないように、受験者はセンターに診断書を提出して、合理的配慮を受けるべきだと考える。

委員

目黒障害者就労支援センターやハローワークでは、定期的に通院している就職希望の相談者へ、障害者手帳と主治医の意見書(現在の病状が安定していて、働くことが可能かどうか記された書類)の提出をお願いする場合がある。提出をお願いしている理由は、治療の方針と異なる就労支援を行い、本人の体調に影響が出てしまうことを避けるためである。意見書の提出を求めていることについて、就職希望の相談者へ丁寧な説明を行い、これまで大きなトラブルに発展したケースはないと認識している。今回の事例では、センターと相談者の間で建設的な対話がしっかりなされていたのか疑問が残った。センター側は相談者へもう少し丁寧な対応ができたのではないかと思う。

委員

特別支援学校の入学試験では、受験者へ配慮事項を提出してもらっており、障害者手帳の等級では障害の状態が分からないため、併せて診断書の提出を求めている。さらに、受験者の出身校へ聞き取りをして、受験者による配慮事項の申請内容が妥当であるか判断している。今回の事例においては、相談者の申し出である、「試験会場に車イスを持ち込む」ということ自体が配慮事項に当たると考える。センターは、試験の公平性を保つために申し出の内容が受験上妥当なのか判断する必要があると思うので、診断書の提出を求めることは、受験者にとって不利益ではないと思う。

委員

受験者が試験を複数受けるのであれば、その度に診断書を提出しなければならなくなり、受験者の経済的負担が気になる。

幹事

受験上の配慮案内には、視覚障害のある方が白杖を使用する場合、診断書の提出は必要ない旨の記載があり、車いすを使用する場合には診断書の提出を求められることとの不平等感を感じているのではないか。

一方で、配慮案内は、全 70 ページを超えるボリュームで、様々な配慮を想定している。

委員

今回の事例は、診断書の提出を求める意義が相談者へ中々伝わらなかったということだろうか。

委員

配慮事項の範囲をどこまでと解釈するか、どの配慮事項まで診断書の提出を求めるかという線引きが難しいと思う。また、複数回受験する人の負担を考慮すれば、診断書のコピーの提出を認めてもよいのではないか。また、障害のある方が大学入試共通テスト(以下「共通テスト」という。)の受験を希望する場合は、自身が通う高校での受験を可能にするという措置があればなお良いと思った。これまで、配慮案内の存在を知らなかったが、多くの事項の記載があり、理解することが大変そうに感じた。

委員

特別支援学校等で受験できる時代が来れば良いと思う。共通テストは、全国的に条件を均一に揃える必要があり、当日、試験を担当する職員も気を張っている。

委員

例えば、共通テストの会場の担当者は、手順以外のことは一切できないため、上司から言われていて「決まりだから」としか言えない状況だったのではないか。ただ、昨年も同様の問合せを受けているとのことなので、診断書の提出を必須とする場合についてウェブサイトに掲載する等、事前に説明していたら良かったと思う。

委員

配慮案内はウェブサイト上に公開されているので、窓口の人の権限で内容を覆すような回答はできないと思う。ただ、配慮案内の Q&A に診断書の提出が必要と記載があるので、その理由も丁寧に書いてあればより親切だと思う。本日、多くの委員から意見があったように、診断書を提出した方が、受験者の利益を守ることができるのが相談者に伝わるといいと思う。

委員

受験されるご本人にとって、診断書を提出した方が良いと思った。人生の大事な場面だからこそ、診断書を提出してセンターにしっかり対応してもらおうというのが良いと思う。だが、今回の事例では、診断書の提出について相談者の理解を得られなかったとのことなので、どのようにコミュニケーションを取れば、相手に伝わるのかという面が難しいと思った。

委員

共通テストの公平性を第一とするという性質上、双方の建設的な対話が成立しづらい状況にあると思う。

委員

今回の事例では、診断書の提出が必要だと思った。だが、私たち障害のある人は、受験時だけでなく様々な場面で、障害者手帳や診断書の提出が必要になるなど、常に障害のない人と違う対応を求められている。そのため、「なぜそこまで対応を求められなければならないのか」と感じるという、感情の問題も生まれると思う。障害のない人には求められないことも、障害のある自分には常に求められるという状況が、精神的に負担になることもあるため、対応を求める側が少し丁寧に話してもらえれば良いと思った。今回の相談事例は、受験者が通う学校の先生が、あらかじめ保護者に、受験をするにあたって手続き等面倒なこともあると話してもらっていたら防げたのではないかと思う。また、前回の相談事例でも、相手に寄り添った一言があれば、感情的にこじれることも無かったのではないかと思う。

委員

建設的な対話とは、互いに相手の意見を理解しつつ、前向きな話をする事だと思うが、初対面の間柄では、難しい部分もあると思う。そのため、対話の中で、互いに相手が信頼できる人だと感じる事が、建設的な対話に繋がると思った。障害者差別解消法といっても、障害や福祉について身近でない方たちにとっては、どうしたらよいか戸惑うことも理解できる。世間はまだ、経験の積み上げが必要な段階にいると思う。

委員

今回の事例について、仮に、センターが相談者へ「診断書用意していただくのは大変お手数で申し訳ないのですが、ぜひこれは〇〇さんが入試を安全に無事にできるための配慮をしたいので、診断書を提出していただけますか」のような一言があれば、相談者の受け止め方は変わってくるか。

委員

そう思う。世間は、障害のない人の基準で作られているものが多い。一言、気持ちの入った言葉があれば違うと思う。

委員

センターがもう少し丁寧に相談者へ説明してくれれば良かったと思う。

委員

医療機関によって、診断書を1通取るのにかかる時間と金額が違う。

委員

障害のある人が受験にあたって必要な診断書を取る時に、行政からの補助があると良いと思う。障害のある人は、何度も診断書を取るためにお金を払うことに不公平感を感じる人もいると思う。

委員

受験にあたって、診断書のコピーの提出で認められることはほとんどないと思うので、受験者にとって大変な負担になると思う。

委員

障害によっては、診断書を取りに行くためにサポートが必要な場合もある。

委員

自身の経験では、複数の大学で指定された用紙による診断書の提出を求められた。3枚同じ診断書の作成を依頼するのと、違う書式で3枚作成を依頼するのでは、医師の負担が違い、病院に行く回数が増える可能性もある。

委員

つまり、そのような手間を障害のある方に負わせること自体が差別的と思われると考えられるが、一方で、それが合理的配慮を受ける前提であり、本人のためだと言うこともできると思う。

委員

大学入試も、申請があれば様々な配慮の提供を可能としており、以前に比べて合理的配慮の提供が浸透していると思う。

(2)令和7年度障害者週間記念事業「めぐろふれあいフェスティバル」及び障害者差別解消区民講演会の開催について(報告)

障害施策推進課長から資料2に沿って説明を行った。

→質疑なし

(3)令和7年度障害者差別解消職員研修の実施について(報告)

障害施策推進課長から資料3に沿って説明を行った。

委員

受講対象者の半分ほどいる未受講の区職員が、今後この研修内容を知る機会はあるのか。

幹事

原則として機会はない。研修受講可能期間中に、庁内のシステムの掲示板等で何度もリマインドをする、受講可能期間を長めにする、研修内容に興味を持ってもらえるようにデフリンピックの期間と重なるよう受講期間を設定する等、取り組んだが、受講率には繋がらなかった。一方で、研修を受講した区職員から、映像による研修が分かりやすかったという声も上がっている。今後、研修を受講していない職員へ研修内容を伝える方法がないか検討したいと思う。

会長

確かに、受講率は決して高いと言えないと思う。

委員

各課の窓口で、手話を使用して話すことが可能な区職員はいるのか。

幹事

総合庁舎内の手話ができる職員の数把握していないが、障害者支援課で手話通訳者を2名配置している。手話を必要とされる方が来庁した場合は、必要な場所に同行して、手話を行うという体制をとっている。

委員

教職員は、同法の趣旨についての知識のほか、実際に合理的配慮を提供している事例を

学ぶ。現場では、管理職が合理的配慮について保護者と話しながら考えていくことが多い
ため、まず、教職員には最初の対応を丁寧にしてもらうことが重要だと思っている。

(4)区からの情報提供(報告)

障害施策推進課長・障害者支援課長から資料4～8に沿って説明を行った。

●資料4 自主生産品販売促進冊子「めぐろは一とめいど」について

委員

冊子作成の予算はどこから出ているのか。

幹事

目黒区障害福祉推進基金を活用して作成した。

委員

菅刈住区まつりでのPTA活動で、冊子の7ページで紹介されている、かみよん工房のクッキーを販売する予定である。

委員

視覚障害があるため冊子を読むことができないことが残念だ。私は、めぐろ観光まちづくり協会が発行しているパンフレット「めぐろ土産」が好きで、私が所属しているサークルの点訳者の人に点字にしてもらっている。また、八雲中央図書館で音訳してくれている。この冊子も八雲中央図書館に音訳してくれると嬉しい。目黒区で音訳したものはデージー(デジタル録音図書のこと)の目録が出るため、他区の方も読むことができる。

幹事

この冊子には、すでに音声コードが付いているが、音訳については検討する。

委員

音声コードは、視覚障害者の間で使われないことが意外と多い。音声コードを利用するにはスマートフォンが必要だが、私は、スマートフォンは使用しづらいと感じ持っていない。ぜひ、音で聴いて本のように読めたらいいと思う。

●資料5 チラシ「障害者参加型防災訓練」について

委員

現行の障害者参加型防災訓練も非常に良いと思ったが、それとは別で、障害者と健常者が一緒に防災訓練は実施しているのか。実施していればなおさら良いと思う。

幹事

この障害者参加型防災訓練は、一般的な防災訓練に参加できない障害のある方が、安心して参加できる訓練があると良いと思うという声から始まっている。令和6年度に本格実施し、今回で2回目となるが、今後も実施にあたり工夫が必要だと考えている。また、インクルーシブの考え方からすると、目黒区総合防災訓練に障害のある方も参加しやすいことがよいと思うので、関係所管と話し合いながら検討を進めていきたい。

委員

日本地域福祉学会の動画で、四国の小さな町が発災を想定した訓練を行っている様子を見た。その中で、子どもたちが高齢者を助ける役割を学んでいたことが印象的だった。大人を助けるだけでなく、子ども同士で助け合う訓練なども取り入れると、より良いのではないかと思った。動画からは、子どもたちの中に「自分たちが他の人を助けていこう」という気持ちが芽生えていることが伝わり、とても良かった。

(5)その他

●視覚障害のある方のトイレ利用について

委員

第1回の当会議で他委員から、目の不自由な人からトイレの場所を聞かれた時に、どのトイレを案内すればよいか質問をもらった。その回答になるが、ほとんどの視覚障害のある方が、一般的なトイレを案内してほしいと言っていた。誰でもトイレについては、中が広い分、個室に入ってから分かりにくく、個室の入口からの音声案内をつけて欲しいという声が上がっている。ただ、どのトイレが使用しやすいかについては、個人の感じ方もあると思うので、その方に聞いてもらい、その人に合ったところを案内してもらえるとありがたいと思う。

●目黒区の障害者雇用の取組について

幹事

令和8年4月から庁舎内にオフィスサポートセンターを設け、障害のある方に、軽作業をしていただく環境を整える予定である。また、障害のある方に安定して働き続けていただけるよう、サポートをする専門職も採用していく予定である。

委員

募集している人材は、どのような雇用形態か。

幹事

1年更新の雇用形態を考えている。また、サポートをする専門職についても同様の雇用を考えている。目黒障害者就労支援センターと今後も連携をしていきたい。

委員

非常に魅力的な話だと思う。他区へ障害者雇用について問い合わせたこともあるが、庁舎で軽作業や児童館で用務員を募集していたり、見学会を開いていたりする。地元の区で働けるのならいいなと思ったので、目黒区でそのような募集を考えてくれていることはありがたい。可能であれば、週の労働時間や通院や急に体調悪くなった時に休暇が取れるか等が知りたい。

委員

目黒区の求人については、目黒障害者就労支援センターの利用者や区内の障害者施設を利用されている利用者も非常に関心がある情報だと思う。地域の事業所の方に情報を共有しようと思っている。

委員

雇用形態について質問がある。1年ごとの更新とのことだが、5年たったら無期雇用になる

のか、打ち止めになるのか。

幹事

今回募集している職は、地方公務員の一般職に該当し、労働基準法は適用されないため、5年続ければ無期雇用になるということはない。ただ、これまで設けていた更新の上限を撤廃したので、条件が整う環境の中であれば、働き続けてもらえるという状況になっていると思う。

●手話言語条例の施行について

委員

手話言語条例が施行されたことがとても良かったと思う。自身は10年前、大学時代に手話のサークルに所属していたが、今より聴覚障害というものが世間に広まってない状況だったので、現在、このように手話や聴覚障害への認識が広がっていることがいいなと思ったと同時に、自分もまだまだ勉強する必要があると感じた。

3 閉会

現在の委員の任期は令和7年度末となっている。来年度の日程は、決まり次第連絡する。